

社会福祉法人 恵愛会

役員名簿

|     |        |
|-----|--------|
| 理事長 | 廣瀬 隆之  |
| 理事  | 小笠原 求  |
| 理事  | 増永 一彦  |
| 理事  | 吉田 守廣  |
| 理事  | 佐々木 昭彦 |
| 理事  | 石田 裕子  |
| 監事  | 須藤 公德  |
| 監事  | 金盛 護   |
| 評議員 | 小笠原 淳夫 |
| 評議員 | 内ヶ島 潔  |
| 評議員 | 佐藤 和紀  |
| 評議員 | 前川 恭杜  |
| 評議員 | 三上 幸男  |
| 評議員 | 小笠原 慎  |
| 評議員 | 松村 直人  |

役員の旅費に関する規程（えさし荘）

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会役員及び評議員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めること  
を目的とする。

第2条 役員の旅費は次のとおりとする。

理事、監事が理事会、各種委員会及び立会人（入札、指導監査等）又は評議員が評議員会に出席した場合、出席1回につき5,000円を支給する。

2 監事が定期監査を実施した場合には、監査1回につき5,000円を支給する。

3 監事が随意監査を実施した場合には、監査1回につき10,000円を支給する。

第3条 前条に関し、自宅から会場までの行程5km以上の場合は恵愛会（えさし荘）で車の手配をする。

2 行程5km以上で自己所有車を使用した場合、車賃として1,000円を支給する。

3 バス等を利用した場合、実費を支給する。

4 自宅から会場まで行程5km未満の場合は、交通費は支給しない。

第4条 前条の旅費は、会議等の都度支給する。

第5条 役員及び評議員が職務のため出張したときの旅費は、この規定に定めるものを除くほか、社会福祉法人恵愛会旅費規程を適用する。

附 則

この改定規定は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、昭和55年11月13日より施行し、昭和55年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この改定規定は、昭和59年1月28日より施行し、昭和58年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この改定規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、平成２９年６月７日から施行する。

## 旅費規程

## 道 内

| 路線区分<br>職責区分 | 車 賃 |            | 鉄道賃       | 航空賃 | 船 賃      | 日 当    | 宿泊料    |
|--------------|-----|------------|-----------|-----|----------|--------|--------|
|              | バス  | 自己車        |           |     |          |        |        |
| 理事長          | 実費  | 1km<br>25円 | 特急<br>指定席 | 実費  | 1等<br>実費 | 10,000 | 15,000 |
| 役 員<br>評議員   | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 2等<br>実費 | 5,000  | 11,000 |
| 役席者          | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 〃        | 4,000  | 10,000 |
| 職 員          | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 〃        | 3,000  | 9,000  |

## 道 外

| 路線区分<br>職責区分 | 車 賃 |            | 鉄道賃       | 航空賃 | 船 賃      | 日 当    | 宿泊料    |
|--------------|-----|------------|-----------|-----|----------|--------|--------|
|              | バス  | 自己車        |           |     |          |        |        |
| 理事長          | 実費  | 1km<br>25円 | 特急<br>指定席 | 実費  | 1等<br>実費 | 15,000 | 18,000 |
| 役 員<br>評議員   | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 2等<br>実費 | 12,000 | 16,000 |
| 役席者          | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 〃        | 11,000 | 15,000 |
| 職 員          | 〃   | 〃          | 〃         | 〃   | 〃        | 10,000 | 14,000 |

注。本表の運用にあたっては、次の特殊事情を加味する。

1. 役員の理事会、立会人及び監事監査又は評議員の評議員会の旅費については別に定める。(別表1)
2. 役職員及び評議員の日帰り出張で片道50km未満の場合は日当を支給しない。
3. 役職員及び評議員の日帰り出張で片道50km以上150km未満の場合の日当は道内出張日当の半額を支給する。同じく150km以上の場合は道内出張日当の全額を支給する。
4. 11月1日から4月30日までの間宿泊を要する出張には1泊につき500円を燃料補給金として支給する。
5. 研修、講習及び合宿等のための出張で主催者が宿泊料を定めている場合、日当1日につき、1,000円を支給する。